

都市計画法による開発許可の手引 制度編 第3章第2節 開発区域の定義の解釈基準 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改 定 後	現 行
<p>第2節 開発区域の定義の解釈基準</p> <p>(開発区域)</p> <p>1 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開発区域の対象)</p> <p>3 次のいずれかに該当する土地が、それぞれ一連する場合は、開発区域の対象となる。<u>ただし、次項に掲げる土地については、開発区域の対象から除くこともできる。【平成18年4月1日改定】【平成27年6月22日改定・同日施行】</u></p> <p>(1) 建築物の敷地又は特定工作物の敷地</p> <p>(2) 駐車場として前号の敷地と一体的に利用される土地</p> <p>(3) 当該開発行為により新設される公共施設又は公益的施設の用に供される土地</p> <p>(4) 当該開発行為により既存の道路を拡幅する場合の既存の道路部分と拡幅される土地【平成18年4月1日改定】</p> <p>(5) 造成工事を行う土地</p> <p>(6) 現に造成工事が行われている土地</p> <p>(7) 造成協力地</p> <p>(8) 排水施設及びその配置に伴う工事のために必要とされる土地</p> <p>(9) 当該開発行為に関連して行われる道路、水路等の付け替え、廃止及び払い下げが行われる土地</p> <p>(<u>開発区域の対象外</u>)</p> <p>3の2 前項ただし書に規定する土地とは、次の各号のいずれかに該当する部分とする。【平成27年6月22日改定・同日施行】</p> <p>(1) <u>道路法による道路を拡幅整備する場合において、拡幅される土地を横浜市に帰属するときの既存の道路部分</u></p> <p>(2) <u>道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)に規定する承認を受けて行われる切土又は盛土をする道路法による道路の区域の部分</u></p> <p>(3) <u>公共下水道に新たに配置する排水施設を接続するために、下水道法第16条(公共下水道管理者以外の者の行う工事)に規定する承認を受けて行われる工事部分。ただし、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。</u></p> <p>(4) <u>公共下水道以外の既存の排水施設に、新たに配置する排水施設を接続するために行われる工事部分。ただし、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。</u></p> <p>(一体の判断基準)</p> <p>4 (略)</p> <p>(その他の開発区域)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第2節 開発区域の定義の解釈基準</p> <p>(開発区域)</p> <p>1 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開発区域の対象)</p> <p>3 次のいずれかに該当する土地が、それぞれ一連する場合は、開発区域の対象となる。【平成18年4月1日改定】</p> <p>(1) 建築物の敷地又は特定工作物の敷地</p> <p>(2) 駐車場として前号の敷地と一体的に利用される土地</p> <p>(3) 当該開発行為により新設される公共施設又は公益的施設の用に供される土地</p> <p>(4) 当該開発行為により既存の道路を拡幅する場合の既存の道路部分と拡幅される土地(道路法による道路を拡幅整備する場合で、<u>拡幅される土地を横浜市に帰属できる場合は、既存の道路部分を開発区域の対象から除くこともできる。</u>)【平成18年4月1日改定】</p> <p>(5) 造成工事を行う土地</p> <p>(6) 現に造成工事が行われている土地</p> <p>(7) 造成協力地</p> <p>(8) 排水施設及びその設置に伴う工事のために必要とされる土地</p> <p>(9) 当該開発行為に関連して行われる道路及び水路等の付け替え、廃止及び払い下げが行われる土地</p> <p>(一体の判断基準)</p> <p>4 (略)</p> <p>(その他の開発区域)</p> <p>5 (略)</p>

